

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 文 政 局  
書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

## 規 則

○北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則……………(施設運営指導課) 1

## 規 則

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第31号

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

#### 目次

第1章 居宅サービス等関係(第1条・第2条)

第2章 施設サービス関係(第3条-第9条)

#### 附則

### 第1章 居宅サービス等関係

(北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

**第1条** 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年北海道規則第27号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第6条の3」に、「第6条の2・第6条の3」を「第6条の4・第6条の5」に、「第73条」を「第73条の2」に改める。

第6条の3中「、第5条及び第6条」を「及び第5条から第6条の3まで」に改め、第2章第2節中同条を第6条の5とする。

第6条の2を第6条の4とし、第2章第1節中第6条の次に次の2条を加える。

(感染症の予防等のための措置)

**第6条の2** 条例第33条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に十分に周知を図ること。

(2) 指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(虐待の防止のための措置)

**第6条の3** 条例第40条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に十分に周知を図ること。

(2) 指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第10条中「第5条及び第6条」を「第5条から第6条の3まで」に改める。

第14条中「第5条」の次に「、第6条の2及び第6条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の2第1号及び第3号並びに第6条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。

第17条中「第5条」の次に「、第6条の2、第6条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の2第1号及び第3号並びに第6条の3第1号及び第3号の規定中「訪問介護員等」とあるのは、「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。

第21条中「第5条」の次に「、第6条の2及び第6条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の2第1号及び第3号並びに第6条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「看護師等」と読み替えるものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(テレビ電話装置等の活用の同意)

**第24条の2** 条例第85条第5号に規定するリハビリテーション会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行う場合で、利用者又はその家族(以下この条において「利

用者等」という。)が参加するときは、テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第25条中「第5条」の次に「、第6条の2及び第6条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の2第1号及び第3号並びに第6条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「理学療法士等」と読み替えるものとする。

第29条中「第5条」の次に「、第6条の2及び第6条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の2第1号及び第3号並びに第6条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

第32条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防等のための措置)

**第32条の2** 条例第111条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に十分に周知を図ること。
- (2) 指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第33条中「第5条」の次に「及び第6条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第35条中「及び第32条」を「、第6条の3、第32条及び第32条の2」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、及び第32条の2第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは、「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第39条中「及び第32条」を「、第6条の3、第32条及び第32条の2」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第41条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防等のための措置)

**第41条の2** 条例第144条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に十分に周知を図ること。
  - (2) 指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- 第42条中「第5条」の次に「、第6条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第43条第4項中「並びに」を「のうち1人以上及び」に、「及び」を「又は」に、「それぞれ1人」を「1人以上」に改め、同条第6項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 指定短期入所生活介護事業者は、条例第148条第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(第45条第4項において「併設本体施設」という。))を含む。)との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第45条第4項中「併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この項において「及び」という。))」を削る。

第46条に次の1項を加える。

2 第6条の3及び第32条の2の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第6条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、及び第32条の2第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは、「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第50条第5項中「次に掲げる要件を満たす」を「居室の利用者1人当たりの床面積が10.65平方メートル以上である」に改め、同項各号を削り、同条第6項中「ユニット」の次に「(条例第169条に規定するユニットをいう。以下この節において同じ。))」を加える。

第56条の見出し中「電磁的方法に関する規定の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第46条第2項の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。第56条の3中「第46条」を「第6条の3、第32条の2及び第46条」に改め、同条に後段

として次のように加える。

この場合において、第6条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、及び第32条の2第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは、「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第60条中「第46条」を「第6条の3、第32条の2及び第46条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、及び第32条の2第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは、「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第65条に次の1項を加える。

2 第6条の3及び第41条の2の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第6条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、及び第41条の2第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは、「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第70条に次の1項を加える。

2 第65条第2項の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。第11章第1節中第73条の次に次の1条を加える。

(準用)

**第73条の2** 第6条の3及び第32条の2の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第6条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、及び第32条の2第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは、「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第76条第2項中「第73条」を「第6条の3、第32条の2及び第73条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、及び第32条の2第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは、「指定特定施設の従業者」と読み替えるものとする。

第79条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防等のための措置)

**第79条の2** 条例第260条第6項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に十分に周知を図ること。
- (2) 指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整

備すること。

(3) 指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第80条中「第5条」の次に「及び第6条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第82条中「第78条及び第79条」を「第6条の3及び第78条から第79条の2まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第87条中「第5条」の次に「、第6条の2及び第6条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の2第1号及び第3号並びに第6条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。(北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

**第2条** 北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年北海道規則第28号)の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」を「第49条の3」に、「第73条」を「第73条の2」に改める。

第15条の次に次の2条を加える。

(感染症の予防等のための措置)

**第15条の2** 条例第55条の3第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に十分に周知を図ること。
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。(虐待の防止のための措置)

**第15条の3** 条例第55条の10の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的

開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に十分に周知を図ること。

(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第18条中「第15条」の次に「から第15条の3まで」を加える。

第22条中「第14条」の次に「、第15条の2及び第15条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第15条の2第1号及び第3号並びに第15条の3第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「看護師等」と読み替えるものとする。

第25条の次に次の1条を加える。

(テレビ電話装置等の活用の同意)

**第25条の2** 条例第87条第1号に規定するリハビリテーション会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行う場合で、利用者又はその家族（以下この条において「利用者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第26条中「第14条」の次に「、第15条の2及び第15条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第15条の2第1号及び第3号並びに第15条の3第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「理学療法士等」と読み替えるものとする。

第30条中「第14条」の次に「、第15条の2及び第15条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第15条の2第1号及び第3号並びに第15条の3第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

第40条の2の次に次の1条を加える。

(感染症の予防等のための措置)

**第40条の3** 条例第122条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に十分に周知を図ること。

(2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第42条中「第14条」の次に「及び第15条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第43条第4項中「並びに」を「のうち1人以上及び」に、「及び」を「又は」に、「それぞれ1人」を「1人以上」に改め、同条第6項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、条例第130条第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第9章第1節中第49条の次に次の2条を加える。

(感染症の予防等のための措置)

**第49条の2** 条例第140条の2第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に十分に周知を図ること。

(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(準用)

**第49条の3** 第15条の3の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第50条第5項中「次に掲げる要件を満たす」を「居室の利用者1人当たりの床面積が10.65平方メートル以上である」に改め、同項各号を削り、同条第6項中「ユニット」の

次に「（条例第152条に規定するユニットをいう。以下この節において同じ。）」を加える。

第56条の見出し中「電磁的方法に関する規定の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第49条の2及び第49条の3の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

第56条の3中「第46条から第49条まで」を「第15条の3及び第46条から第49条の2まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第15条の3第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び第49条の2第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは、「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第60条中「第46条から第49条まで」を「第15条の3及び第46条から第49条の2まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第15条の3第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第65条に次の1項を加える。

2 第15条の3及び第40条の3の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第15条の3第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び第40条の3第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは、「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。第70条中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第65条第2項の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

第11章第1節中第73条の次に次の1条を加える。

（準用）

**第73条の2** 第15条の3及び第49条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第15条の3第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び第49条の2第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは、「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。第76条第2項中「第73条」を「第15条の3、第49条の2及び第73条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第15条の3第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第49条の2第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第79条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防等のための措置）

**第79条の2** 条例第246条第6項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に十分に周知を図ること。

(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第80条中「第14条」の次に「及び第15条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第82条中「第78条及び第79条」を「第15条の3及び第78条から第79条の2まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第15条の3第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第87条中「第14条」の次に「、第15条の2及び第15条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第15条の2第1号及び第3号並びに第15条の3第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

## 第2章 施設サービス関係

（北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

**第3条** 北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年北海道規則第85号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「第9条の2」に改める。

第8条第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）」を加え、同条第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第9条第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第2章中第9条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止のための措置)

**第9条の2** 条例第34条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知を図ること。
- (2) 軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第14条及び第18条中「、第8条及び第9条」を「及び第8条から第9条の2まで」に改める。

(北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第4条** 北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年北海道規則第86号）の一部を次のように改正する。

第4条第11項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第6条第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）」を加え、同条第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第7条第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止のための措置)

**第8条** 条例第31条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知を図ること。
- (2) 養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第5条** 北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年北海道規則第87号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第7条の2」に改める。

第3条を次のように改める。

**第3条** 削除

第6条第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）」を加え、同条第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第7条第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第2章中第7条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止のための措置)

**第7条の2** 条例第32条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者十分に周知を図ること。
- (2) 特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第8条第3項中「等が次に掲げる要件を満たす」を「が10.65平方メートル以上である」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同号ア(ア)ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上であることとする。

第8条第3項各号を削り、同条第5項中「ユニット」の次に「（条例第33条に規定するユニットをいう。以下同じ。）」を加える。

第10条中「第3条、第6条及び第7条」を「第6条から第7条の2まで」に改める。

第12条第7項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(テレビ電話装置等の活用の同意)

**第12条の2** 条例第48条第1項に規定する運営推進会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行う場合で、入所者又はその家族（以下この条において「入所者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

第13条中「第3条、第6条及び第7条」を「第6条から第7条の2まで」に改める。

第14条第3項中「等が次に掲げる要件を満たす」を「が10.65平方メートル以上である」

に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同号ア(ア)ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上であることとする。

第14条第3項各号を削る。

第15条中「第3条、第6条、第7条及び第9条」を「第6条から第7条の2まで、第9条及び第12条の2」に改める。

附則第8項中「ユニット」の次に「(条例第33条に規定するユニットをいう。以下同じ。)」を加える。

(北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第6条** 北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年北海道規則第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「第10条」を「第10条の2」に改める。

第3条第8項を削る。

第6条の次に次の1条を加える。

(テレビ電話装置等の活用の同意)

**第6条の2** 条例第17条第6項に規定するサービス担当者会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行う場合で、入所者又はその家族(以下この条において「入所者等」という。)が参加するときは、テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

第9条第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)」を加え、同条第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第10条第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第4章中第10条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止のための措置)

**第10条の2** 条例第41条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に十分に周知を図ること。
- (2) 指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第11条第1項中「等が次に掲げる要件を満たす」を「が10.65平方メートル以上である」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同号ア(ア)ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上であることとする。

第11条第1項各号を削り、同条第2項中「ユニット」の次に「(条例第44条に規定するユニットをいう。以下同じ。)」を加える。

第14条中「第7条」を「第6条の2」に、「第10条」を「第10条の2」に改める。

附則第8項中「ユニット」の次に「(条例第44条に規定するユニットをいう。以下同じ。)」を加える。

(北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第7条** 北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年北海道規則第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第11条の2」に改める。

第3条第1項及び第2項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第5項を削る。

第7条の次に次の1条を加える。

(テレビ電話装置等の活用の同意)

**第7条の2** 条例第17条第6項に規定するサービス担当者会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行う場合で、入所者又はその家族(以下この条において「入所者等」という。)が参加するときは、テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

第10条第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)」を加え、同条第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第11条第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第4章中第11条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止のための措置)

**第11条の2** 条例第40条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に十分に周知を図ること。

- (2) 介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第15条中「第8条」を「第7条の2」に、「第11条」を「第11条の2」に改める。  
(北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第8条** 北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第11条」を「第11条の2」に改める。
- 第3条第1項中「同条第1項第5号及び第3項第6号」を「同条第1項第6号及び第3項第7号」に改め、同条第3項中「第4条第1項第5号及び第3項第6号」を「第4条第1項第6号及び第3項第7号」に改め、同条第5項を削る。
- 第8条の次に次の1条を加える。  
(テレビ電話装置等の活用の同意)

**第8条の2** 条例第18条第6項に規定するサービス担当者会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行う場合で、入院患者又はその家族（以下この条において「入院患者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。

第10条第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）」を加え、同条第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第11条第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第4章中第11条の次に次の1条を加える。  
(虐待の防止のための措置)

**第11条の2** 条例第39条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者十分に周知を図ること。
- (2) 指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第12条第1項中「等が次に掲げる要件を満たす」を「が10.65平方メートル以上である」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同号ア(ア)ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上であることとする。

第12条第1項各号を削り、同条第2項中「ユニット」の次に「（条例第42条に規定するユニットをいう。以下同じ。）」を加える。

第13条第1項中「等が次に掲げる要件を満たす」を「が10.65平方メートル以上である」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同号ア(ア)ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上であることとする。

第13条第1項各号を削る。

第14条第1項中「等が次に掲げる要件を満たす」を「が10.65平方メートル以上である」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同号ア(ア)ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上であることとする。

第14条第1項各号を削る。

第17条中「第9条」を「第8条の2」に、「第11条」を「第11条の2」に改める。

附則第2項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第7項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上

附則第10項及び第12項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第9条** 北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年北海道規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第11条の2」に改める。

第3条第4項を削る。

第7条の次に次の1条を加える。

(テレビ電話装置等の活用の同意)

**第7条の2** 条例第17条第6項に規定するサービス担当者会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行う場合で、入所者又はその家族（以下この条において「入所者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用につ

いて当該入所者等の同意を得なければならない。

第10条第1項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第11条第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第4章中第11条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止のための措置)

**第11条の2** 条例第40条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に十分に周知を図ること。

(2) 介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第15条中「第8条から第11条まで」を「第7条の2から第11条の2まで」に改める。

附則第2項から第7項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

8 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、条例第5条第2項第3号イ及び第45条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(居室等に係る経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この項において「居室等」という。)であって、次に掲げる規則の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(1) 第1条の規定による改正前の北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営

に関する基準等を定める条例施行規則第50条第5項第2号

(2) 第2条の規定による改正前の北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第50条第5項第2号

(3) 第5条の規定による改正前の北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第8条第3項第2号及び第14条第3項第2号

(4) 第6条の規定による改正前の北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第11条第1項第2号

(5) 第8条の規定による改正前の北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第12条第1項第2号、第13条第1項第2号及び第14条第1項第2号

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して6月を経過する日までの間、次に掲げる規則の規定の適用については、これらの規定中「置くこと」とあるのは、「置くよう努めること」とする。

(1) 第3条の規定による改正後の北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第9条第5号(同規則第14条及び第18条において準用する場合を含む。)

(2) 第4条の規定による改正後の北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第7条第5号

(3) 第5条の規定による改正後の北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第7条第5号(同規則第10条、第13条及び第15条において準用する場合を含む。)

(4) 第6条の規定による改正後の北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第10条第5号(同規則第14条において準用する場合を含む。)

(5) 第7条の規定による改正後の北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例施行規則第11条第5号(同規則第15条において準用する場合を含む。)

(6) 第8条の規定による改正後の北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第11条第5号(同規則第17条において準用する場合を含む。)

(7) 第9条の規定による改正後の北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例施行規則第11条第5号(同規則第15条において準用する場合を含む。)

(施設サービスにおける感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、次に掲げる規則の規定の適用については、これらの規定中「並びに」とあるのは「を定期的を実施するとともに、」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」とする。

(1) 第3条の規定による改正後の北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第8条第3号（同規則第14条及び第18条において準用する場合を含む。）

(2) 第4条の規定による改正後の北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第6条第3号

(3) 第5条の規定による改正後の北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第6条第3号（同規則第10条、第13条及び第15条において準用する場合を含む。）

(4) 第6条の規定による改正後の北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第9条第3号（同規則第14条において準用する場合を含む。）

(5) 第7条の規定による改正後の北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則第10条第3号（同規則第15条において準用する場合を含む。）

(6) 第8条の規定による改正後の北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第10条第3号（同規則第17条において準用する場合を含む。）

(7) 第9条の規定による改正後の北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則第10条第1項第3号（同規則第15条において準用する場合を含む。）

---